

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. **企業間の連携** 地域や業界を超えたパートナーとの協業を通じて、商品開発・サービス強化・販路拡大を目指します。事業承継課題を抱える地場企業に対しては、情報発信や業務設計面での支援も行います。
- b. **IT 実装支援** 自社で実施するITツール導入や運用ノウハウを、取引先とも共有し、帳票の電子化、業務の省力化、セキュリティ対策の水準向上に貢献します。
- c. **専門人材マッチング** 当社では、社内にない専門性(IT、ブランディング、デジタルツール導入、法務・財務等)を補完するため、他企業やフリーランス、支援機関を通じた専門人材とのマッチングを活用し、事業の高度化や生産性向上に取り組んでいます。今後も分野横断的な連携を通じて、企業間連携と地域価値の創出を目指します。
- d. **グリーン化の取組** 日常的な業務において、グリーン調達や省エネルギーへの配慮を行い、印刷物の見直しや移動手段の見直し等を実施します。
- e. **健康経営に関する取組** 従業員一人ひとりの心身の健康を重視し、柔軟な勤務体制やマラソンの実施など、ストレス軽減の取り組みを実施。取引先とも健康を意識した働き方を共有する文化を醸成します。
- f. **BCP/事業継続** 取引先の重要データのバックアップや、保守保全を実施することで、災害時等のシステム復旧および事業継続を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、地域の中小企業や多様なビジネスパートナーと協力し、IT技術を通じて地域社会の課題解決と発展に貢献します。また、人権・コンプライアンス・情報セキュリティを重視し、パートナーと共に新たな価値の創出および企業成長を目指します。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社伍拾雀堂

企 業 名

代表取締役 脇塚明子

役職・氏名（代表権を有する者）